



(号外)
大蔵省印刷局発行

会社その他
会社決算公告

目次

〔省 令〕

- 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令 (運輸四六) 一
○航空法施行規則の一部を改正する省令 (同四七) 五

〔告 示〕

- 保安林の指定をする件 (農林水産一三四五) 一三六六 八
○保安林の指定施設要件を変更する件 (同一三六七、一三六八) 二五
○保安施設地区の指定をする件 (同二一三六九、一三七〇) 一六
○財団法人テレコムエンジニアリングセンターが技術基準適合証明等をした件 (郵政七五九) 一六

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

公示催告、除権判決、破産、免責関係

特殊法人等

通信・放送機構入札、日本商工会議所平成十事業年度決算等関係

一五 一 五 八 二五 一六 一七 一五

二五
一六

省

令

○運輸省令第四十六号

道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) 第四十八条第一項及び第六十一条第二項第一号の規定に基づき、及び同法を実施するため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年十月二十七日

運輸大臣 二階 俊博

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第一条 道路運送車両法施行規則 (昭和二十六年運輸省令第七十四号) の一部を次のように改正する。
第三十七条の見出しを「(法第六十一条第一項及び第二項第一号の運輸省令で定める家用自動車に) に改め、同条に次の一項を加える。
2 法第六十一条第二項第一号の運輸省令で定める家用自動車は、前項第三号に掲げる自動車のうち、貨物の運送の用に供する自動車並びに同項第一号及び第二号に掲げる自動車を除いたものとする。

(自動車点検基準の一部改正)

第二条 自動車点検基準 (昭和二十六年運輸省令第七十号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「前二号に掲げるもの」の下に「及び二輪自動車 (側車付二輪自動車を含み。以下「を」を加え、ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをハとする。

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検時期		12 月ごと (3月ごとの点検に次の点検) を加えたもの
点検箇所	3 月ごと	
ハンドル		操作具合
ギヤ・ボックス		1 油漏れ 2 取付けの緩み
ロッド及びアーム類	(※2) 緩み、がた及び損傷	ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
ナックル	(※2) 連結部のがた	
かじ取り車輪		ホイール・フライメント
パワー・ステアリング装置	1 ベルトの緩み及び損傷 (※2) 2 油漏れ及び油量	取付けの緩み
ブレーキ・ペダル	1 遊び及び磨み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキのきき具合	
駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキのきき具合	